

関川水系土地改良区定款

定款変更		変更認可日	
回数	議決年月日	番 号	年 月 日
1	平成19. 3. 26	新潟県上振農第 212 号	平成19. 6. 4
2	平成20. 3. 25	新潟県上振農第 129 号	平成20. 5. 30
3	平成21. 3. 25	新潟県上振農第 73 号	平成21. 4. 14
4	平成23. 3. 25	新潟県上振農第 74 号	平成23. 4. 14
5	平成24. 3. 26	新潟県上振農第 79 号	平成24. 4. 16
6	平成24. 8. 7	新潟県上振農第 494 号	平成24. 8. 23
7	平成25. 3. 26	新潟県上振農第 672 号	平成25. 6. 6
8	平成26. 3. 26	新潟県上振農第 123 号	平成26. 4. 25
9	平成26. 8. 8	新潟県上振農第 534 号	平成26. 9. 5
10	平成27. 3. 20	新潟県上振農第 476 号	平成27. 10. 7
11	平成27. 8. 6	新潟県上振農第 477 号	平成27. 10. 7
12	平成28. 3. 22	新潟県上振農第3102号	平成28. 4. 13
13	平成28. 8. 9	新潟県上振農第3813号	平成28. 9. 5
14	平成29. 3. 28	新潟県上振農第3106号	平成29. 4. 19
15	平成30. 3. 28	新潟県上振農第3115号	平成30. 5. 7
16	平成30. 8. 10	新潟県上振農第3126号	平成30. 9. 25
17	平成31. 3. 27	新潟県上振農第3102号	令和 1. 5. 8
18	令和 1. 8. 8	新潟県上振農第3113号	令和 1. 9. 11
19	令和 2. 3. 26	新潟県上振農第3022号	令和 2. 4. 21
20	令和 2. 8. 7	新潟県上振農第3233号	令和 2. 9. 3
21	令和 3. 3. 26	新潟県上振農第3021号	令和 3. 4. 22
22			
23			
24			
25			
26			
27			

関川水系土地改良区定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、関川水系土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、新潟県第388号である。

(地 区)

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域(その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。)とする。

市町村名	大字名	地域
上越市(高田地区)	栄町 寺町3丁目 南本町2丁目 北本町3丁目	一円の田畑
上越市(金谷地区)	御殿山町 上昭和町 昭和町1丁目 昭和町2丁目 滝寺 下正善寺 塚田新田 飯	一円の田畑
上越市(春日地区)	土橋 春日山町3丁目 藤巻 木田 木田1丁目 木田2丁目 木田3丁目 新光町1丁目 新光町2丁目 新光町3丁目 薄袋 藤新田 藤新田1丁目 藤新田2丁目	一円の田畑
	春日野1丁目 中門前 大豆 岩木 大学前	一部の田畑
上越市(直江津地区)	栄町2丁目 石橋 石橋2丁目 五智国分 八幡 塩屋 三交	一円の田畑

市町村名	大字名	地域
上越市(新道地区)	子安 鴨島 鴨島1丁目 上稲田 下稲田 稲田1丁目 稲田3丁目 稲田4丁目 寺 中田新田 上島 中々村新田 平岡 北田屋新田 南田屋新田 大道福田	一円の田畑
	大日 富岡	一円の田・一部の畑
上越市(有田地区)	小猿屋 小猿屋新田 三田 三田新田 三ツ橋新田 三ツ橋 福田 安江 上源入 下源入	一円の田畑
上越市(北諏訪地区)	飯塚 中真砂 川端 東中島 上千原 福橋 横曽根	一円の田畑
上越市(諏訪地区)	上真砂 杉野袋 北新保 南新保 高森 諏 訪 東原 鶴町 北田中 米岡 米町	一円の田畑
上越市(保倉地区)	駒林 長岡 小泉 下百々 五野井 長岡新田 上名柄 石川 青野 上吉野 下吉野 下名柄 岡崎新田 田沢新田 福岡新田 岡沢	一円の田畑
	上五貫野	一部の田
上越市頸城区	鵜ノ木	一部の田畑
上越市三和区	中野 水科 窪 法花寺 川浦 野 田 井ノ口 浮島 下中 稲原 柳林 岡木 上広田 下広田 米子 広井	一円の田・一部の畑
	鴨井 水吉	一部の田
	島倉 三村新田	一部の田・一部の畑
上越市(津有地区)	四ヶ所 西市野口 戸野目古新田 門田新田 戸野目 市野江 桐原 本道 荒屋 虫川 下野田 長面 上野田 四辻町 下池部 上池部 吉岡 東市野口 劔 茨沢 藤塚 新保古新田 本新保 上雲寺 下新町 上新町 池 下富川 上富川 熊塚 野尻 稲	一円の田畑

市町村名	大字名	地域
上越市(高土地区)	稲谷 上曽根 下曽根 高津 元屋敷 高和町 妙油 森田 飯田	一円の田・一部の畑
	東京田 十二ノ木 大口 北方	一部の田・一部の畑
上越市(三郷地区)	下四ツ屋 西松野木 長者町 天野原新田 本長者原 今池 藪野 辰尾新田 東稲塚新田 下稲塚	一円の田畑
上越市清里区	馬屋 上田島 東福島 塩曽根 上深沢 菅原 今曽根 南田中 武士 上稲塚 岡野町	一円の田
上越市板倉区	針 関根 高野 沢田 長嶺 坂井 長塚 上中島新田 下田屋 横町 田井 戸狩 稲増	一円の田・一部の畑
	上福田新田 南四ツ屋新田 山越 米増 熊川 熊川新田 山部 福王寺 国川 曽根田 宮島 中四ツ屋 田屋 吉増 南中島 下米沢	一部の田・一部の畑
妙高市	高柳 高柳1丁目 高柳2丁目 美守 美守1丁目 美守2丁目 美守3丁目 諏訪町1丁目 諏訪町2丁目 関川町2丁目	一円の田
	吉木 月岡 栗原 中央町 小出雲3丁目	一部の田

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。なお、下記(1)、(2)、(3)、(4)、(7)の事業の地区は別表第1のとおりとする。

- (1) 地区の区域内の土地改良施設(農業用排水施設及び農業用道路)の維持管理
- (2) 地区の区域内の土地改良施設(農業用排水施設及び農業用道路)の新設・変更・廃止
- (3) 地区の区域内の区画整理
- (4) 地区の区域内の暗渠排水

(5) 地区の区域内の災害による応急工事

(6) 地区の区域内の交換分合

(7) 地区の区域内の農地保全

2 この土地改良区は、国営関川地区土地改良事業及び同附帯県営土地改良事業により造成された施設の維持管理及び災害復旧を共同して行うため、関川地区土地改良区連合に所属する。

また、関川地区土地改良区連合から当該施設を管理委託される場合は、これを受託することができる。あわせて当該施設の附帯事業を行うことができる。

3 この土地改良区は、次に掲げる事業によって造成された施設を管理委託又は譲与される場合、これを受託し又は譲り受ける。

(1) 県営中江北部第1地区経営体育成基盤整備事業

(2) 県営中江北部第2地区経営体育成基盤整備事業

(3) 県営津有南部第2地区経営体育成基盤整備事業

(4) 県営津有南部第1地区経営体育成基盤整備事業

(5) 県営上江保倉地区経営体育成基盤整備事業

(6) 県営三和西部地区経営体育成基盤整備事業

(7) 県営三和南部地区経営体育成基盤整備事業

(8) 県営板倉西部地区経営体育成基盤整備事業

(9) 県営高士西部地区経営体育成基盤整備事業

(10) 県営新道地区経営体育成基盤整備事業

(11) 県営青野地区ため池等整備事業

(12) 県営高野地区経営体育成基盤整備事業

(13) 県営高柳地区経営体育成基盤整備事業

(14) 県営今池地区経営体育成基盤整備事業

(15) 県営岡野町地区経営体育成基盤整備事業

(16) 県営地域用水環境整備事業川上地区

(17) 県営中江有田地区経営体育成基盤整備事業

(18) 県営三郷地区経営体育成基盤整備事業

(19) 県営青野地区経営体育成基盤整備事業

- 4 この土地改良区は、第1項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。
- 5 この土地改良区は、地区の区域内の土地改良事業施行に伴い、計画、調査、換地及び操作に関する業務を行うことができる。また、国、県、市又は関係施工業者等から業務委託のあった場合は、これを受託することができる。
- 6 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で多面的機能支払に係る活動組織に参画し、保全活動を行う。
- 7 この土地改良区は第1項1号及び前項の事業を行うに当たり、当該活動組織からその事務を委託される場合は、これを受託する。
- 8 この土地改良区は、農地中間管理機構から第1項第2号から4号及び7号の事業を受託される場合は、これを受託する。
- 9 この土地改良区は、第1項第1号に規定する事業に附帯して、発電事業を行う。
- 10 前項の発電事業については、国営関川用水土地改良事業の受益地内の他の土地改良区と共同して行う。この場合において、その管理業務等を当該他の土地改良区から委任される場合は、これを受任する。

第5条 この土地改良区の事務所は、新潟県上越市大字長面14番地1に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場又はこの土地改良区の事務所の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

- 1 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は新潟日報に掲載す

るものとする。

第 2 章 会 議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数及び選挙区)

第8条 総代の定数は63人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選挙区	選挙区域	総代数
第1区 (高田地区・金谷地区・春日地区・直江津地区)	(上越市) 栄町 寺町3丁目 南本町2丁目 北本町3丁目 飯御殿山町 上昭和町 昭和町1丁目 昭和町2丁目 滝寺下正善寺 塚田新田 土橋 春日山町3丁目 春日野1丁目 中門前 大豆 藤巻 木田 木田1丁目 木田2丁目 木田3丁目 新光町1丁目 新光町2丁目 新光町3丁目 岩木 薄袋 藤新田 藤新田1丁目 藤新田2丁目 大学前 栄町2丁目 石橋 石橋2丁目 五智国分 八幡 塩屋 三交	4
第2区 (有田地区)	(上越市) 小猿屋 小猿屋新田 三田 三田新田 三ツ橋新田 三ツ橋 福田 安江 上源入 下源入	3
第3区 (北諏訪地区)	(上越市) 飯塚 中真砂 川端 東中島 上千原 福橋 横曽根	4
第4区 (保倉地区)	(上越市) 駒林 長岡 小泉 下百々 五野井 長岡新田 上名柄 石川 青野 上吉野 下吉野 上五貫野 下名柄 岡崎新田 田沢新田 福岡新田 岡沢 (上越市頸城区) 鵜ノ木	6

選挙区	選挙区域	総代数
第5区 (諏訪地区)	(上越市) 上真砂 杉野袋 北新保 南新保 高森 諏訪 東原 鶴町 北田中 米岡 米町	3
第6区 (新道地区)	(上越市) 子安 鴨島 鴨島1丁目 上稲田 下稲田 稲田1丁目 稲田3丁目 稲田4丁目 寺 大日 中田新田 上島 中々村新田 平岡 北田屋新田 南田屋新田 大道福田 富岡	3
第7区 (三和地区)	(上越市三和区) 中野 水科 窪 法花寺 川浦 野 田 井ノ口 浮島 島倉 三村新田 下中 稲原 柳林 岡木 上広田 下広田 米子 広井 鴨井 水吉	7
第8区 (津有地区)	(上越市) 四ヶ所 西市野口 戸野目古新田 門田新田 戸野目 市野江 桐原 本道 荒屋 虫川 下野田 長面 上野田 四辻町 下池部 上池部 吉岡 東市野口 劔 茨沢 藤塚 新保古新田 本新保 上雲寺 下新町 上新町 池 下富川 上富川 熊塚 野尻 稲	12
第9区 (高士地区)	(上越市) 稲谷 上曾根 下曾根 東京田 高津 元屋敷 高和町 妙油 森田 十二ノ木 飯田 大口 北方	4
第10区 (三郷地区)	(上越市) 下四ツ屋 西松野木 長者町 天野原新田 本長者原 今池 藪野 辰尾新田 東稲塚新田 下稲塚	3
第11区 (清里地区)	(上越市清里区) 馬屋 上田島 東福島 塩曾根 上深沢 菅原 今曾根 南田中 武士 上稲塚 岡野町	4

選挙区	選挙区域	総代数
第12区 (板倉地区)	(上越市板倉区) 針 関根 高野 沢田 長嶺 坂井 長塚 上福田新田 南四ツ屋新田 山越 米増 熊川 熊川新田 山部 福王寺 国川 曾根田 宮島 中四ツ屋 田屋 吉増 南中島 下米沢 上中島新田 下田屋 横町 田井 戸狩 稲増	9
第13区 (妙高市地区)	(妙高市) 高柳 高柳1丁目 高柳2丁目 美守 美守1丁目 美守2丁目 美守3丁目 諏訪町1丁目 諏訪町2丁目 関川町2丁目 吉木 月岡 栗原 中央町 小出雲3丁目	1
計		63

(選挙人名簿の縦覧)

第9条 理事は、総代の任期満了による総選挙にあつてはその任期満了の日前45日から、その他の選挙にあつてはこれを行うべき事由が生じた日以後速やかに、その指定した場所において、選挙人名簿の関係部分を5日間関係組合員の縦覧に供さなければならない。

2 前項の縦覧の場所及び日時は、理事が縦覧開始の日前3日までに公告しなければならない。

(異議の申出等)

第10条 関係組合員は、選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認められるときは、縦覧期間内に、文書で理事に異議を申し出ることができる。

2 理事は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、直ちに選挙人名簿を修正し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、あわせてこれを公告しなければならない。その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

3 選挙人名簿は、総代選挙の期日前6日をもって確定する。

(単記制)

第11条 総代の選挙に当たり、選挙人が投票用紙に記載すべき総代の候補者の数は、1人とする。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(書面による議決)

第13条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日(通知で別に定めたときは、その日時)までにこの土地改良区に提出しなければならない。

(議決方法の特例等)

第14条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定・変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定・変更及び廃止、管理規程の設定・変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第15条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議 長)

第16条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第 3 章 役 員

(役員の定数)

第17条 この土地改良区の役員の定数は、理事12人及び監事3人とする。

(役員の選挙)

第18条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

(理事長・副理事長等)

第19条 理事は、理事長1人及び副理事長1人を互選するものとする。

第20条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事長・副理事長共に事故又は欠けた場合は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、その職務を行う。

(事務の決定)

第21条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第22条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第23条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、

土地改良法(以下「法」という。)第29条の2及び法第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

- 2 前項ただし書に規定する選挙が、役員の全員に係るときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

- 第24条** 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)第31条第1項各号に該当する者となり、又は農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年6月6日法律第39号)による改正前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)第42条第1項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選挙権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において、組合員でない役員としてその職を失わないものとする。
- 2 前項ただし書きの場合において、複数の役員が、同時に被選挙権を失ったため組合員でない役員の数法第18条第5項に規定する限度数を超えることとなるときは、当該役員のうちから引き続き役員としてとどまる者を附属書役員選挙規定第3条から第15条まで及び第17条から第19条第2項までの例により総代会で決定する。

第 4 章 土地改良区連合議員

(議員の定数)

- 第25条** この土地改良区は、関川地区土地改良区連合議員15人を選出する。

- 2 前項の連合議員の選出については、組合員である理事、監事を理事会で選任し、総代会で承認する。

(議員の定数)

第25条の2 前条の規定により選出した議員が理事、監事の職を失ったときは、議員の職を失う。

第 5 章 経 費 の 分 担

(経費分担の基準)

第26条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、この土地改良区の地域内にある土地につき地積割に賦課する。ただし、畑については、免除する。なお、第27条第1項第7号から第10号、第12号～第16号、第19号、第20号、第23号～第26号、第28号～第30号に掲げる事業の施行区域の場合は、換地計画原案が定まり工事後の出来高地積が定まった後においては、換地計画原案に基づき工事出来高で定められた地積、一時利用地の指定のあった後においては、一時利用地の指定で定められた地積、換地処分公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地地積に比例して賦課する。

ただし、上越市板倉区の針の一部、関根の一部、高野の一部、沢田の一部、長嶺の一部、上中島新田、下田屋、横町、田井、戸狩の一部、稲増、山越、米増、熊川、熊川新田、山部、福王寺、国川、曾根田、宮島、中四ツ屋、田屋、吉増、南中島、下米沢、上越市清里区の東福島の一部、上越市北方の一部の土地(通称客水地区及び板倉区上江用水上地区)については、一般区域(それ以外の区域)の2分の1の負担とするが、揚水機場の維持管理に要する経費については、この限りでない。

2 第4条第1項第2号、第4号から第7号に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。

3 第4条第1項第3号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき、各区別に規約に基いて定める土地の地積に比例して賦課するものとし、畑は田の3分の1の標準による。ただし、換地処分の公告のあった後

においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地地積に比例して賦課する。

- 4 地区内の土地改良事業施行のための調査(県営を含む。)に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、当該調査地区の土地につき地積割に賦課する。
- 5 この土地改良区の所属する関川地区土地改良区連合の事業に要する経費に充てるため賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき、第1項の規定により賦課する。
- 6 前各項の規定にかかわらず、各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、この土地改良区の地域内にある田につき、第1項の規定により賦課する。
- 7 第4条第1項第1号から第7号の事業実施並びに第27条第1項の事業実施に伴い、この土地改良区が行う業務に要する経費に充てるための賦課金及び賦役現品は、予算の定めるところにより、別表2の基準により賦課する。

(負担金及び分担金)

第27条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき、次の各号に掲げる事業に係る分担金を負担する。

- (1) 国営関川地区土地改良事業附帯県営関川地区かんがい排水事業
- (2) 県営笹ヶ峰ダム維持管理事業及び災害復旧事業
- (3) 県営三郷地区かんがい排水事業
- (4) 県営三郷地区土地改良総合整備事業
- (5) 県営重川上流地区ほ場整備事業
- (6) 県営上千原地区ほ場整備事業
- (7) 県営中江北部第1地区経営体育成基盤整備事業
- (8) 県営中江北部第2地区経営体育成基盤整備事業
- (9) 県営津有南部第2地区経営体育成基盤整備事業

- (10) 県営津有南部第1地区経営体育成基盤整備事業
- (11) 県営上江保倉地区経営体育成基盤整備事業
- (12) 県営三和西部地区経営体育成基盤整備事業
- (13) 県営三和南部地区経営体育成基盤整備事業
- (14) 県営板倉西部地区経営体育成基盤整備事業
- (15) 県営高士西部地区経営体育成基盤整備事業
- (16) 県営新道地区経営体育成基盤整備事業
- (17) 県営名柄地区ため池等整備事業
- (18) 県営青野地区老朽ため池等整備事業
- (19) 県営保倉中部地区ほ場整備事業
- (20) 県営保倉西部第1地区ほ場整備事業
- (21) 県営青野地区ため池等整備事業
- (22) 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業
- (23) 県営高野地区経営体育成基盤整備事業
- (24) 県営高柳地区経営体育成基盤整備事業
- (25) 県営今池地区経営体育成基盤整備事業
- (26) 県営岡野町地区経営体育成基盤整備事業
- (27) 県営地域用水環境整備事業川上地区
- (28) 県営中江有田地区経営体育成基盤整備事業
- (29) 県営三郷地区経営体育成基盤整備事業
- (30) 県営青野地区経営体育成基盤整備事業

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、次の各号に掲げる方法により賦課する。

- (1) 前項第1号、第3号、第17号、第18号、第21号の場合は、当該事業の施行に係る土地につき予算の定めるところにより、それぞれ関係受益地区ごとに地積割をもって賦課する。

- (2) 前項第2号の場合にあつては、当該事業の施行に係る土地につき第25条第5項の規定により賦課する。
- (3) 前項第4号の場合は、当該事業の施行に係る土地につき予算の定めるところにより、それぞれ関係受益地区ごとに地積割をもって賦課する。ただし、前項第4号の事業の藪野地区圃場整備事業の畑については、田の3分の1、及び西松野木地区圃場整備事業の畑については、田の100分の63.25の標準による。なお、換地処分公告のあつた後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地地積に比例して賦課する。
- (4) 前項第5号から第10号の場合は、当該事業の施行に係る土地につき予算の定めるところにより、それぞれ関係受益地区ごとの従前の土地の地積割をもって賦課する。ただし、換地計画原案の発表があつた後においては、当該換地計画原案に係る換地計画において定められた地積、一時利用地の指定のあつた後においては、一時利用地の指定で定められた地積、換地処分公告のあつた後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地地積に比例して賦課する。なお、畑については、換地処分公告のあつた後においては、田の3分の1の標準による。
- (5) 前項第11号から第15号、第19号、第20号、第23号、第24号、第25号、第26号、第28号、第29号、第30号の場合は、当該事業の施行に係る土地につき予算の定めるところにより、それぞれ関係受益地区ごとに地積割をもって賦課する。ただし、換地計画原案の発表があつた後においては、当該換地計画原案に係る換地計画において定められた地積、一時利用地の指定のあつた後においては、一時利用地の指定で定められた地積、換地処分公告のあつた後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地地積に比例して賦課する。なお、前項第13号の事業の畑については、田の100分の60の標準による。

第27条の2 この土地改良区は、市が行う、農地、農業用施設災害復旧事業に係る負担金を負

担する。

- 2 前項の負担金に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第28条 前3条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第29条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれに当たり、又は代人をもってこれを履行することができる。

- 2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第29条の2 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第29条の3 この土地改良区は、法第90条の2及び法第91条の2の規定に基づき、第27条に掲げる事業に係る特別徴収金を負担する。

- 2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第30条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第31条 第26条、第27条、第27条の2、第29条の2又は第29条の3の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じ、滞納額につき次の各号により計算した金額

の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

(1) 当該年度の滞納金を当該年度末3月31日までに納付した場合は、年7.3%の割合で計算した金額。

(2) 当該年度の滞納金を翌年度以降に納付した場合は、当該年度末3月31日までの期間については第1号に掲げる割合で計算した金額と、翌年度4月1日から納付までの期間については、年14.6%の割合で計算した金額の合計額。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第 6 章 雑 則

(係及び委員会)

第32条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置くことができる。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第33条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第34条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金(法第89条の2第13項の規定により徴収すべき仮清算金等を含む。)については、第31条の規定を準用する。

(基本財産)

第35条 この土地改良区は基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第36条 この土地改良区の財産については、解散(合併の場合を除く。)のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第37条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第38条 この定款の規程により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第39条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款の定めるもののほか、規約で定める。

附 則(H18.10.2 新潟県農計第204号)

- 1 この定款は、認可の日から施行する。
- 2 この土地改良区の設立当時の理事及び監事の定数は、この定款第16条の規定にかかわらず理事8人、監事3人とする。

附 則(H19.6.4 新潟県上振農第212号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(平成19年3月26日総代会議決)

附 則(H20.5.30 新潟県上振農第129号)

- 1 この定款の一部改正は、認可の日から施行する。ただし、第16条の理事定数変更に伴い当選した理事の任期は、現に存在する役員の任期満了の日までとする。
- 2 第24条の定数変更に伴い増員された議員は、定款認可の日を選任されたものとし、その任期は、現に存在する議員の任期満了の日までとする。(平成20年3月25日総代会議決)

附 則(H21.4.14 新潟県上振農第73号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(平成21年3月25日総代会議決)

附 則(H23.4.14 新潟県上振農第74号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(平成23年3月25日総代会議決)

附 則(H24.4.16 新潟県上振農第79号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(平成24年3月26日総代会議決)

附 則(H24.8.23 新潟県上振農第494号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(平成24年8月7日総代会議決)

附 則(H25.6.6 新潟県上振農第672号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(平成25年3月26日総代会議決)

附 則(H26.4.25 新潟県上振農第123号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(平成26年3月26日総代会議決)

附 則(H26.9.5 新潟県上振農第534号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(平成26年8月8日総代会議決)

なお、認可日現在において就任している総代、役員の定数並びに選挙区(役員にあつては被選挙区)は、第8条、第16条、定款附属書第2条第2項の別表にかかわらず、従前の例による。

附 則(H27.10.7 新潟県上振農第476号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(平成27年3月20日総代会議決)

附 則(H27.10.7 新潟県上振農第477号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(平成27年8月6日総代会議決)

附 則(H28.4.13 新潟県上振農第3102号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(平成28年3月22日総代会議決)

附 則(H28.9.5 新潟県上振農第3813号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(平成28年8月9日総代会議決)

附 則(H29.4.19 新潟県上振農第3106号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(平成29年3月28日総代会議決)

附 則(H30.5.7 新潟県上振農第3115号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(平成30年3月28日総代会議決)

附 則(H30.9.25 新潟県上振農第3126号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(平成30年8月10日総代会議決)

附 則(R1.5.8 新潟県上振農第3102号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(平成31年3月27日総代会議決)

附 則(R1.9.11 新潟県上振農第3113号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(令和元年8月8日総代会議決)

附 則(R2.4.21 新潟県上振農第3022号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(令和2年3月26日総代会議決)

附 則(R2.9.3 新潟県上振農第3233号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(令和2年8月7日総代会議決)

附 則(R3.4.22 新潟県上振農第3021号)

この定款の一部改正は、認可の日から施行する。(令和3年3月26日総代会議決)

別表第1

区 分	事 業 名
第4条第1項第1号の事業	広井地区〔地域農業水利施設ストックマネジメント事業(管理省力型)〕 (令和2年度施行) 関川地区〔地域農業水利施設安全対策推進事業〕 (令和2年度施行) 保倉中部地区〔農業農村整備事業〕 (令和2年度施行) 津有南部第一地区〔農業農村整備事業〕 (令和2年度施行)
第4条第1項第2号の事業	三田地区 (平成23～25年度施行) 関川地区〔農業体質強化基盤整備促進事業〕 (平成24年施行) 関川第2地区〔農業基盤整備促進事業〕 (平成25年施行) 関川第3地区〔農業基盤整備促進事業〕 (平成26年施行) 五野井地区〔県単かんがい排水事業〕 (平成27年施行)
第4条第1項第3号の事業	関川地区〔農業体質強化基盤整備促進事業〕 (平成24年施行) 関川第2地区〔農業基盤整備促進事業〕 (平成25年施行) 関川第3地区〔農業基盤整備促進事業〕 (平成26年施行)

区 分	事 業 名
第4条第1項第4号の事業	関川地区〔農業体質強化基盤整備促進事業〕（平成24年施行）
	関川第2地区〔農業基盤整備促進事業〕（平成25年施行）
	関川第3地区〔農業基盤整備促進事業〕（平成26年施行）
第4条第1項第7号の事業	関川地区〔農業体質強化基盤整備促進事業〕（平成24年施行）
	関川第2地区〔農業基盤整備促進事業〕（平成25年施行）
	関川第3地区〔農業基盤整備促進事業〕（平成26年施行）

別表第2

事業	事業事務費	工事調整費	換地調整費	換地更正業務費
県営中江北部第2地区経営体育成基盤整備事業(第27条第1項第8号の事業)		10a当たり 200円		
県営新道地区経営体育成基盤整備事業(第27条第1項第16号の事業)		10a当たり 200円		
県営高野地区経営体育成基盤整備事業(第27条第1項第23号の事業)		10a当たり 200円		
県営高柳地区経営体育成基盤整備事業(第27条第1項第24号の事業)		10a当たり 200円		
県営今池地区経営体育成基盤整備事業(第27条第1項第25号の事業)		10a当たり 200円		
県営岡野町地区経営体育成基盤整備事業(第27条第1項第26号の事業)		10a当たり 200円		
県営中江有田地区経営体育成基盤整備事業(第27条第1項第28号の事業)		10a当たり 200円		
県営三郷地区経営体育成基盤整備事業(第27条第1項第29条の事業)		10a当たり 200円		
県営青野地区経営体育成基盤整備事業(第27条第1項第30条の事業)		10a当たり 200円		

事業	事業事務費	工事調整費	換地調整費	換地更正業務費
県営清里第1地区実施計画事業(第4条第1項第3号の事業)	当該年度 事業費 1.0%			
県営高士南部地区実施計画事業(第4条第1項第3号の事業)	当該年度 事業費 1.0%			
県営高士東部地区実施計画事業(第4条第1項第3号の事業)	当該年度 事業費 1.0%			
県営下池部地区実施計画事業(第4条第1項第3号の事業)	当該年度 事業費 1.0%			
県営飯地区実施計画事業(第4条第1項第3号の事業)	当該年度 事業費 1.0%			
県営岩木地区実施計画事業(第4条第1項第3号の事業)	当該年度 事業費 1.0%			
団体営清里第1地区経営体育成促進換地等調整事業(第4条第1項第3号の事業)	当該年度 事業費 2.0%			
団体営高士南部地区経営体育成促進換地等調整事業(第4条第1項第3号の事業)	当該年度 事業費 2.0%			
団体営高士東部地区経営体育成促進換地等調整事業(第4条第1項第3号の事業)	当該年度 事業費 2.0%			

事業	事業事務費	工事調整費	換地調整費	換地更正業務費
団体営下池部地区経営体育成促進換地等調整事業(第4条第1項第3号の事業)	当該年度 事業費 2.0%			
団体営飯地区経営体育成促進換地等調整事業(第4条第1項第3号の事業)	当該年度 事業費 2.0%			
団体営岩木地区経営体育成促進換地等調整事業(第4条第1項第3号の事業)	当該年度 事業費 2.0%			
団体営中江北部第1地区農業水路等長寿命化・防災減災事業(第4条第1項第1号の事業)	当該年度 事業費 2.0%			
団体営三和西部2号地区農業水路等長寿命化・防災減災事業(第4条第1項第1号の事業)	当該年度 事業費 2.0%			
団体営三和南部2号地区農業水路等長寿命化・防災減災事業(第4条第1項第1号の事業)	当該年度 事業費 2.0%			
県単保倉中部地区農業農村整備事業(第4条第1項第1号の事業)	当該年度 事業費 2.0%			
県単津有南部第一地区農業農村整備事業(第4条第1項第1号の事業)	当該年度 事業費 2.0%			

事業	事業事務費	工事調整費	換地調整費	換地更正業務費
維持管理適正化事業(直轄管理 区域以外)	当該年度 事業費 2.0%			

